

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
 会 社 名 G M O リ サ ー チ 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 細 川 慎 一
 (コード番号：3695 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 吉 田 浩 章
 (TEL：03-5962-0037)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日、平成 27 年 3 月 18 日開催予定の当社第 13 期定時株主総会に、以下のとおり、定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 迅速かつ機動的な配当政策の立案並びに実行を図り、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすべく、当社定款第 46 条の変更を行うものであります。
- ② 株主様に対する経営成果の利益還元となる配当は、極力タイムリーに実現できるよう、将来の四半期配当実施を見越し、当社定款第 47 条の変更を行うものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(期末配当金)</u> 第 46 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 1 2 月 3 1 の最終の株主名簿に記載または記録された株主または録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「未配当金」という。)を支払う。</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 46 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。</p>
<p><u>(中間配当金)</u> 第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第 47 条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日、6 月 3 0 日、9 月 3 0 日、1 2 月 3 1 日とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p><u>(期末配当金等の除斥期間)</u> 第 48 条</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第 48 条</p>

<p>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の配当金には利息をつけない。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成27年 3月18日 (水)
平成27年 3月18日 (水)

以 上